

## 令和元年度 第11回板倉区地域協議会 次第

日 時:令和元年 11月 14日(木)午後 5時から

場 所:板倉コミュニティプラザ 201・202 会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 所長あいさつ

### 4 報告

(1) 公の施設の使用料改定について (資料 1, 2)

(2) 今後の「公の施設の再配置計画」の取組について (資料 3, 4, 5)

(3) 次期総合公共交通計画の策定について (資料 6, 7, 8)

(4) 総合事務所時間外受付の見直しについて (資料 9)

(5) 地域協議会会長会議の結果について (資料 10)

(6) 第1回板倉小学校設置推進協議会の結果について

### 5 協議

・令和2年度地域活動支援事業について

### 6 その他

### 7 閉 会

・次回 月 日 ( ) 午後 6時～ 第12回板倉区地域協議会  
板倉コミュニティプラザ 201・202 会議室

## 1 使用料改定の背景・目的

- ・公の施設は、行政サービスの一環であり、公費と施設を利用する皆さんからの使用料によって、施設の維持管理を行っています。
- ・施設の老朽化や利用者数の減少等の環境変化を反映させる必要があるとともに、本年10月から消費税率が引き上げられました。
- ・このような背景を踏まえ、利用者負担の適正化を図るため、使用料の改定を行います。

## 2 使用料算定の考え方

- ・施設の区分に応じて考え方をまとめ、維持管理費の二分の一を負担していただくことを基本に使用料を算定しています。
- ・使用料の増額改定に伴い、施設を利用する皆さんの急激な負担増や、増額に伴う利用控えの影響を少なくするため、増額の幅が最大でも1.2倍程度となるよう調整しています。

現行使用料（単価）	調整率
1,000円以下の施設	現行使用料の1.2倍
1,000円を超える施設	現行使用料の1.1倍

- ・算定の考え方等

基準	算定の考え方	施設の区分	算定例
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費の状況を踏まえた利用者負担となるよう算定しています。</li> <li>・現行使用料に調整率を乗じた額としています。</li> </ul>	貸館施設 体育施設	市民プラザ 会議室 1時間当たり 現行使用料 700円 $700円 \times 1.2倍 = 840円$
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の集会施設などについては、どの地域でも同程度の単価となるよう算定しています。</li> <li>・部屋の機能に応じ、1㎡当たりの平均単価に各部屋の面積を乗じた額と、現行使用料を比較し、算定しています。</li> </ul>	地域の集会施設	高士地区公民館 調理室 1時間当たり 現行使用料 160円 1㎡の当たりの平均単価 $4円 \times 45㎡ = 180円$
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率の改定に対応して、税の引上げ相当分を加算するなどして、算定しています。</li> </ul>	既に適正な利用者負担がなされている施設等	総合体育館 1時間当たり 現行使用料 1,500円 $1,500円 + 2\% (27円) = 1,530円$

## 3 改定使用料案

- ・改定する使用料は、現行使用料に対して消費税率引き上げ相当分(約2%)から最大でも1.2倍程度の引き上げを行います。
- ・詳細は別紙「改定使用料案の新旧対照表」を参照してください。

## 4 改定予定時期

- ・市議会12月定例会に関係条例の改正案を提案し、議会での議決を前提として、令和2年4月1日以降の利用から改定後の使用料の額を適用します。

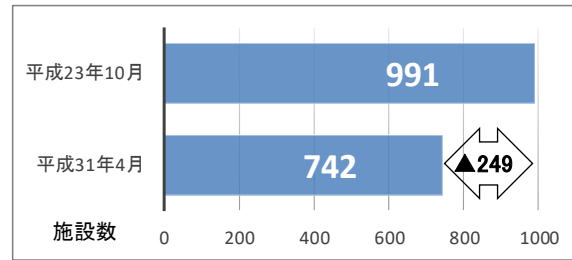
## 改定使用料案の新旧対照表(板倉区)

施設名	区分	算定基準	単位	現行使用料 (税込・①)	改定額案 (税込・②)	差額 (②-①)	倍率 (②/①)		
あしんの里記念館	多目的ホール	A	1時間	1,110	1,230	120	1.11		
	和室(16畳)		1時間	150	180	30	1.20		
光ヶ原高原観光総合施設	入場料	C	中学生以上	1人	500	510	10	1.02	
			小学生	1人	300	310	10	1.03	
			2歳以上の未就学児	1人	200	210	10	1.05	
	高原センター	C	大広間60畳	1室	6,000	6,120	120	1.02	
			中広間20畳	1室	3,000	3,060	60	1.02	
	テニスコート	テニスコート	1面1時間	1,000	1,020	20	1.02		
	グリーンパル 光原荘	宿泊室	C	中学生以上	1人	2,300	2,350	50	1.02
				小学生	1人	1,200	1,230	30	1.03
	キャンプ場	バンガロー	C	1棟	3,000	3,060	60	1.02	
		キャンプサイト		1張	1,000	1,020	20	1.02	
板倉農村環境改善センター	多目的ホール	B	1時間	1,140	1,260	120	1.11		
	視聴覚会議室		1時間	290	300	10	1.03		
	クラブ室		1時間	250	260	10	1.04		
	和室		1時間	470	480	10	1.02		
	調理実習室		1時間	380	390	10	1.03		
	生活研修室		1時間	110	120	10	1.09		
板倉運動広場		A	1時間	260	320	60	1.23		
板倉庭球コート		C	1面1時間	250	260	10	1.04		
板倉農業者 トレーニングセンター	アリーナ	C	1時間	500	510	10	1.02		
板倉北部スポーツセンター	アリーナ	A	1時間	400	480	80	1.20		
板倉ふれあいゲートボール場		A	1面1時間	200	240	40	1.20		

公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成 23 年 10 月時点で 991 施設あった公の施設は、平成 31 年 4 月 1 日現在、742 施設となっています。



2 現状と課題

現状

○人口推計

合併当時 21 万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和 27 年には、推計で約 14 万人となる見込み。  
(H31.4.1 現在の人口：192,068 人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2~R4 年度で 49.6 億円の取崩しを予定しており、また、R5 以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。  
(今後 40 年間の維持・更新費用試算額：約 4,325 億円)
- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課題

- 人口減少
- 施設機能の重複する配置
- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制
- 施設機能の適正な維持  
\*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

1 公の施設の再配置の必要性

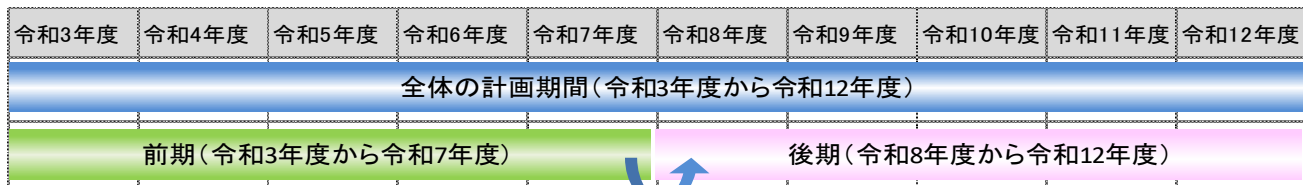
将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

2 基本事項

- 計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度の 10 年間とし、令和 7 年度に見直しを行います。

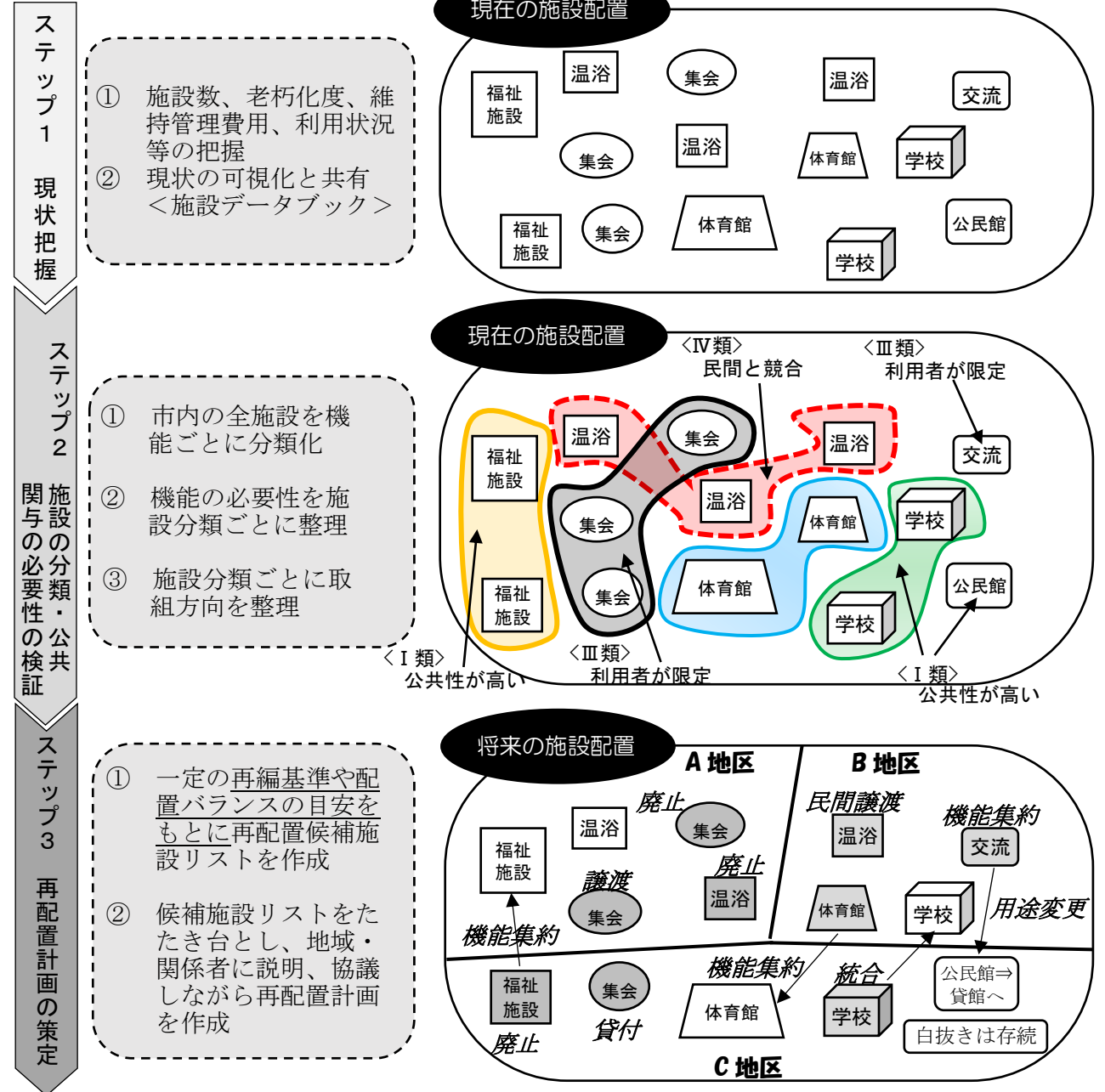


見直し

3 今後の取組の方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止(休止) 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

4 今後の取組のイメージ



将来的な施設の配置について

今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で供用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の削減を図ることが必要と考えています。

■施設一覧

【25板倉】

通番	施設名	カテゴリー	建築 (設置) 年度	利用者数 (H26~28の 3か年平均) (人)	公費負担額 (H26~28の 3か年平均) (千円)
1	板倉生活支援ハウス	生活支援ハウス	H3	3,919	5,674
2	いたくら保育園	保育園	H19	-	145,148
3	板倉ふれあいゲートボール場	屋内ゲートボール場	S59	1,873	180
4	板倉保健センター	保健センター	H8	3,690	4,182
5	板倉農業者トレーニングセンター	体育館	S59	15,195	▲ 3
6	板倉北部スポーツセンター	体育館	H7	5,600	833
7	板倉運動広場	多目的広場・グラウンド	S54	3,015	9,427
8	板倉庭球コート	テニスコート	S52	3,720	63
9	青葉公園	農村公園	H14	-	203
10	緑ヶ丘公園	農村公園	H16	-	265
11	針町屋敷公園	農村公園	H15	-	118
12	曾根田地区農村公園	農村公園	S53	-	252
13	高野地区農村公園	農村公園	S60	-	178
14	南中島地区農村公園	農村公園	H1	-	150
15	田屋地区農村公園	農村公園	H5	-	171
16	栗沢地区農村集落多目的広場	農村公園	S54	-	121

通番	施設名	カテゴリー	建築 (設置) 年度	利用者数 (H26~28の 3か年平均) (人)	公費負担額 (H26~28の 3か年平均) (千円)
17	上関田地区農村集落多目的 広場	農村公園	S58	-	150
18	猿供養寺地区農村集落多目的 広場	農村公園	S59	-	117
19	久々野地区農村集落多目的 広場	農村公園	S60	-	137
20	菰立地区農村集落多目的広場	農村公園	S61	-	167
21	沢田地区農村集落多目的広場	農村公園	S62	-	132
22	上久々野地区農村集落多目的 広場	農村公園	S63	-	119
23	稲増地区農村集落多目的広場	農村公園	S63	-	205
24	米増地区農村集落多目的広場	農村公園	H2	-	165
25	下米沢地区農村集落多目的 広場	農村公園	H4	-	329
26	山部地区農村集落多目的広場	農村公園	H5	-	228
27	パークみよし野	農村公園	H6	-	413
28	中央児童遊園	児童遊園	S51	-	285
29	山越児童遊園	児童遊園	S60	-	94
30	下長嶺児童遊園	児童遊園	S62	-	115
31	板倉農村環境改善センター	貸館・交流施設	S57	22,243	10,480 (3,722)
32	板倉地区公民館	公民館			
33	板倉地区公民館筒方分館	公民館	S50	0	91



通番	施設名	カテゴリー	建築 (設置) 年度	利用者数 (H26～28の 3か年平均) (人)	公費負担額 (H26～28の 3か年平均) (千円)
34	板倉地区公民館寺野分館	公民館	H5	0	71
35	板倉地区公民館菰立分館	公民館	S57	907	389
36	板倉コミュニティプラザ	コミュニティプラザ	S59	9,792	11,894
37	板倉保養センター	宿泊温浴施設	H7	31,383	15,500
38	光ヶ原高原観光総合施設 (グリーンバル高原荘ほか)	観光施設	S63	24,716	12,624
39	ゑしんの里記念館	観光施設	H17	10,622	19,217
40	光ヶ原わさび田の森	市民の森	H12	-	243
41	光ヶ原みずばしょうの森	市民の森	H13	-	445
42	釜塚共同墓地	霊園	S60	-	71

※公費負担額において、併設されている施設の負担額は、主たる施設の負担額に合わせて計上。

下段の( )は、上段の負担額のうち、併設されている施設の負担額。

※農業集落排水処理施設を除く。

人口・世帯に関する基礎データ集  
(板倉区)

平成29年4月改訂  
上越市創造行政研究所



## ■ はじめに（データの定義・出所について）

このデータ集は、各地域自治区における人口・世帯数の概要をご紹介します。過去から現在までの変化や、上越市全体あるいは他の区との比較などを通じて、地域課題や今後の目標・方向性などを考えるための参考資料としてご活用ください。

なお、データの詳細な分析や二次利用などされる場合には、下記に示したデータの定義や出所にご留意ください。

- データの出所は国勢調査が中心であり、補完的に住民基本台帳などを使用しました。  
国勢調査のデータは5年おきのため少し古い情報になりますが、実際に住んでいる人の数がわかり、その内訳の把握や全国との比較などにも便利です。  
なお、国勢調査と住民基本台帳ではそれぞれ人口の定義が異なるため、値には若干のずれがあります。
- 国勢調査のデータは、2015（平成27）年が最新値です。  
ただし、住民基本台帳を用いたデータ（図7・8）は現在集計中であるため、2010年までのデータを用いて作成しました。
- 地域自治区別のデータは、町丁字（住所）単位のデータを合計したものです。  
実際の地域自治区は行政区（町内会）単位で構成されているため、合併前上越市の一部の区では、実際の値と若干のずれがあります。
- 将来推計人口は、あくまでも一つの目安であり、市の公式見解ではありません。  
ある仮定条件に基づき比較的簡便な方法で推計した人口であり、実際の人口は今後の諸条件の変化や取組状況によって変わりうるものです。  
特に、シナリオ①は最近の傾向が続いた場合の目安であるため、今後の地域づくりにおいてはこの状態を前提と考えるのではなく、シナリオ②で示したような目標を設定して取り組まれることを期待するものです。
- 「年」の定義は、データの種類によって異なります。  
国勢調査のデータは10月1日基準であるため、このデータ集における人口増減の対象期間は前年10月～当年9月としています。  
統計によっては年度（当年4月～翌年3月）や暦年（1月～12月）を対象期間とするものもありますので、他のデータ集と比較される際はご注意ください。
- このデータ集を加工・編集して二次利用することは避けてください。  
引用される場合は、上越市創造行政研究所の作成である旨を明記してください。

# 人口・世帯に関する基礎データ集（板倉区）

## 目次

### 1 人口

#### ● 区の人口はどのように変化してきたか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

1 総人口の推移 板倉区・上越市（1965～2015）

2 総人口の増減率の比較 市内 28 区（1965-2015）

#### ● 区の人口を年齢別にみるとどうか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

3 年齢別人口〔3 区分〕の推移 板倉区（1985～2015）

4 年齢別人口〔3 区分〕の比較 市内 28 区（2015）

5 年齢別人口（5 歳階級別人口ピラミッド） 板倉区（2015）

### 2 人口増減

#### ● どの年齢層でどのくらい人の増減があるか？

6 年齢別にみた人口増減 板倉区（2010-2015）

#### ● どの地域とどのくらい人の増減があるか？ 他の区と比較してどうか？

7 転入・転出先別にみた人口増減 板倉区（2005-2010）

8 人口動態の比較 市内 28 区（2005-2010）

### 3 将来推計人口

#### ● 区の将来人口はこのままのペースでいくとどうなるか？ 少し頑張るとどうか？

9 シナリオ① 最近の傾向が続いた場合の人口推移 板倉区（～2055）

10 シナリオ② 持続可能な定住促進が実現した場合の人口推移 板倉区（～2055）

### 4 世帯数

#### ● 区の世帯数はどのように変化してきたか？ 上越市全体と比較してどうか？

11 総世帯数の推移 板倉区・上越市（1970～2015）

#### ● 区の世帯構成はどのように変化してきたか？ 他の区と比較してどうか？

12 世帯構成の推移 板倉区（1985～2015）

13 世帯構成の比較 市内 28 区（2015）

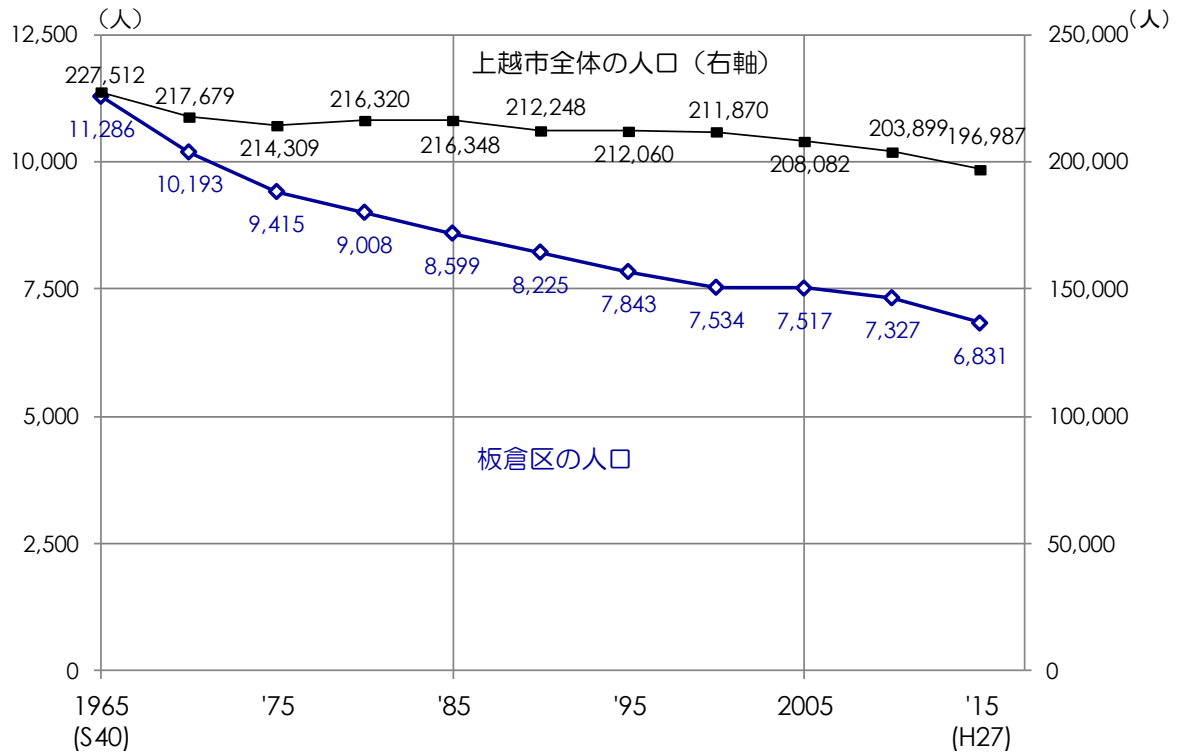
# 1 人口

● 区の人口はどのように変化してきたか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

図1 総人口の推移

板倉区・上越市

1965～2015

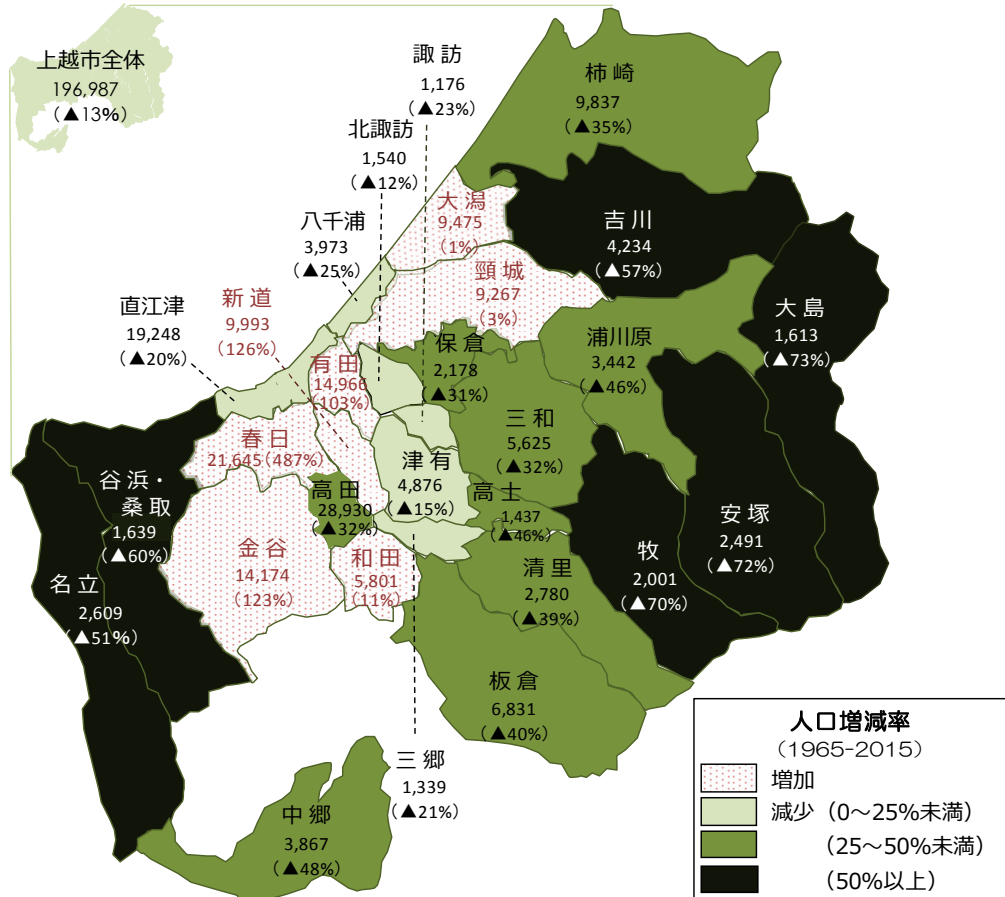


資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

図2 総人口の増減率の比較

市内28区

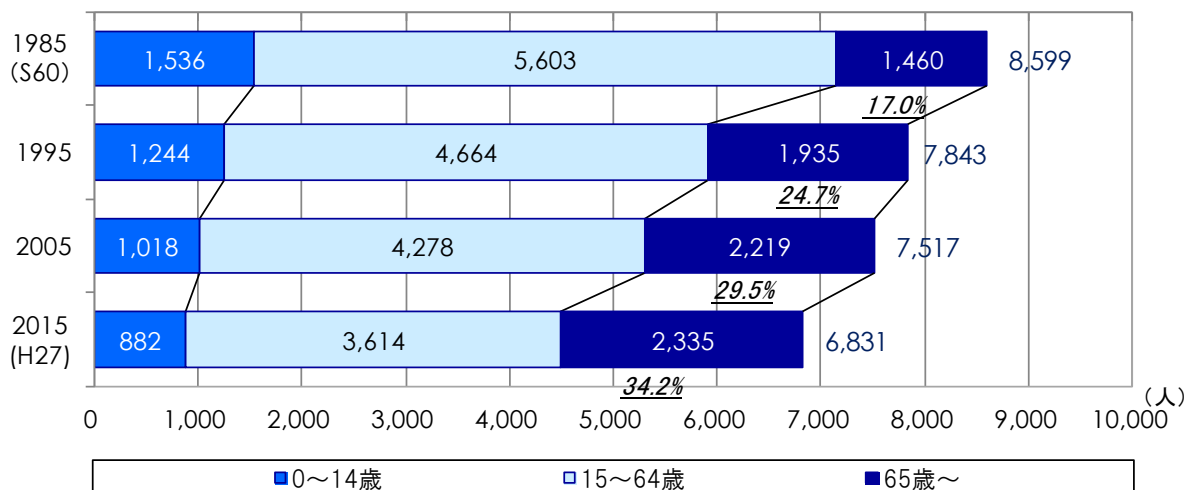
1965-2015



資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

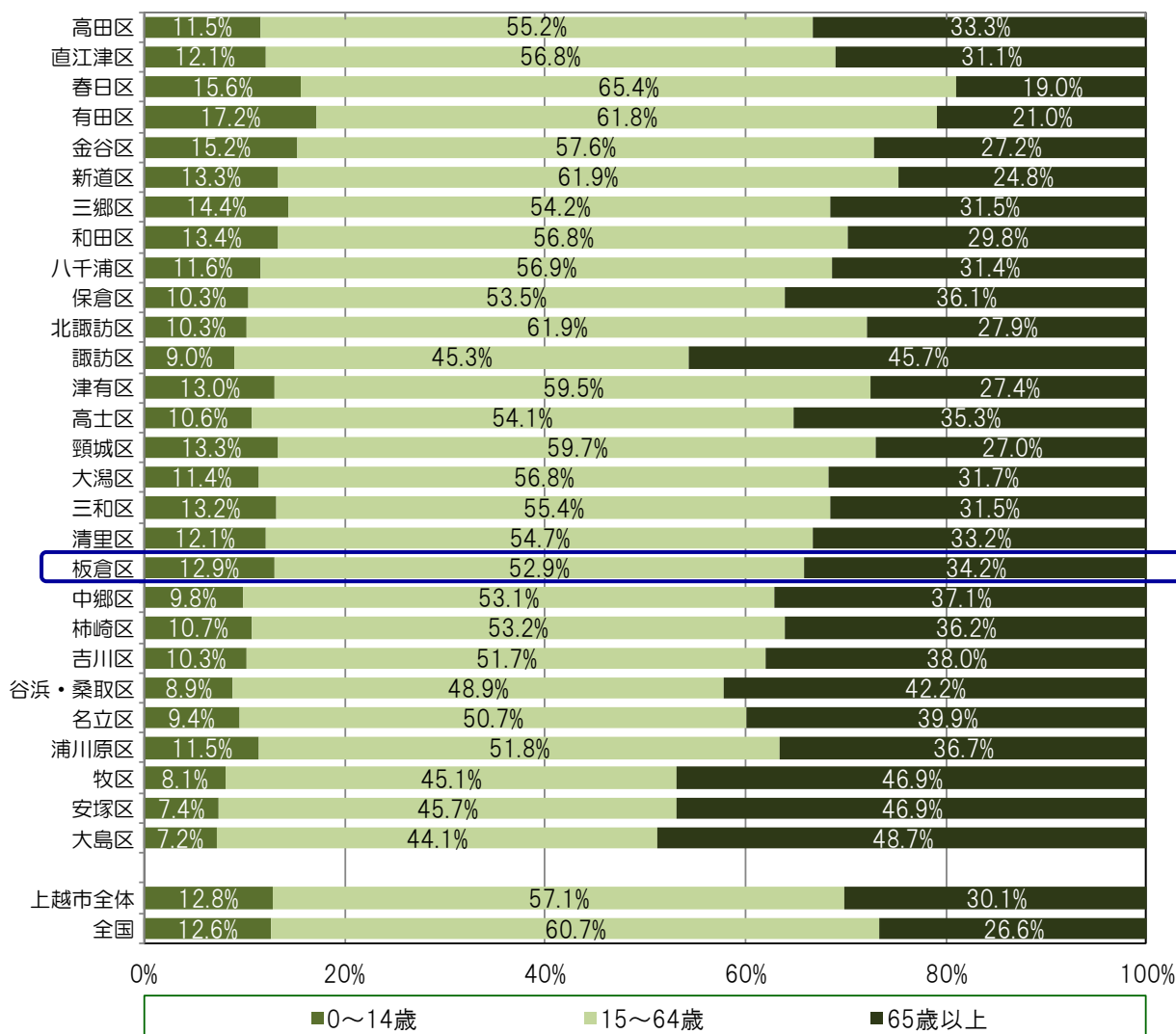
● 区の人口を年齢別にみるとどうか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

図3 年齢別人口（3区分）の推移 板倉区 1985～2015



備考) % (下線表示) は高齢化率。合計値には年齢不詳分を含む。また、集計方法の制約上、数人程度の誤差が生じる場合もある (小地域集計の秘匿計算によるもの)。  
資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

図4 年齢別人口（3区分）の比較 市内28区 2015



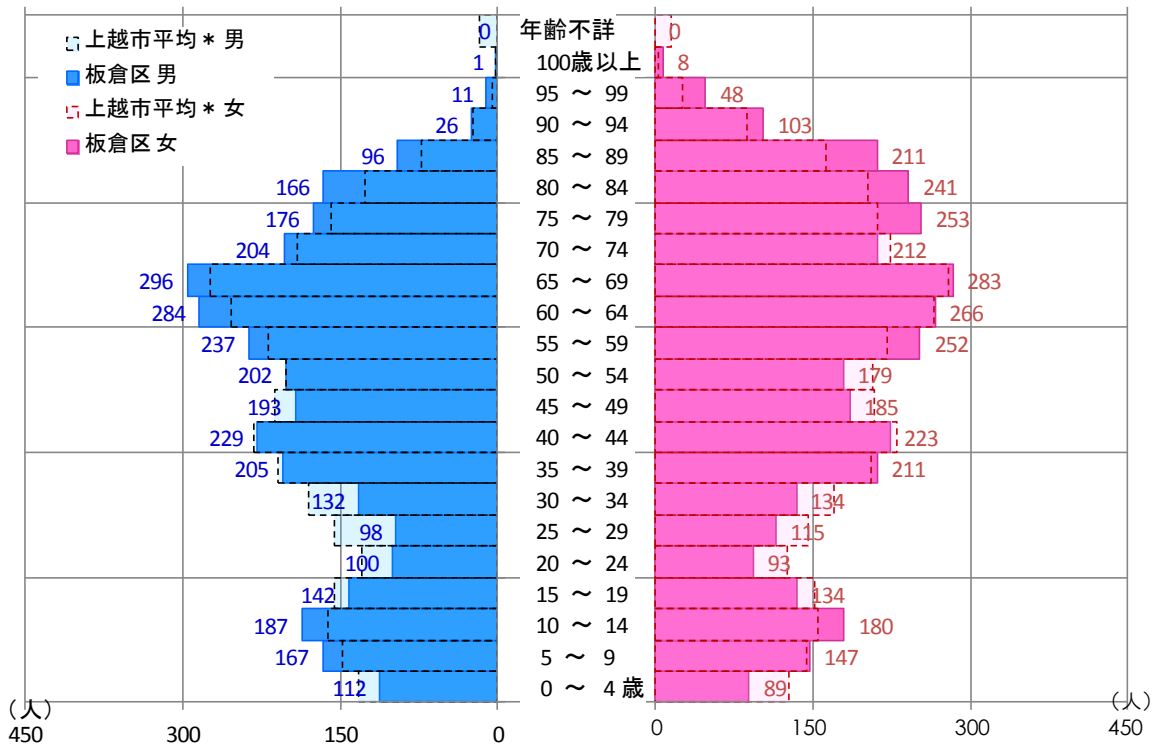
資料) 総務省「平成27年国勢調査」をもとに作成

図5

年齢別人口（5歳階級別人口ピラミッド）

板倉区

2015



備考) 上越市平均\* は、上越市の人口ピラミッドの形を地域自治体の人口規模に合わせて重ねたもの  
 (年齢別の構成比率が、上越市平均に比べて高いか低いかを見るためのもの)  
 資料) 総務省「平成 27 年国勢調査」をもとに作成

2 人口増減

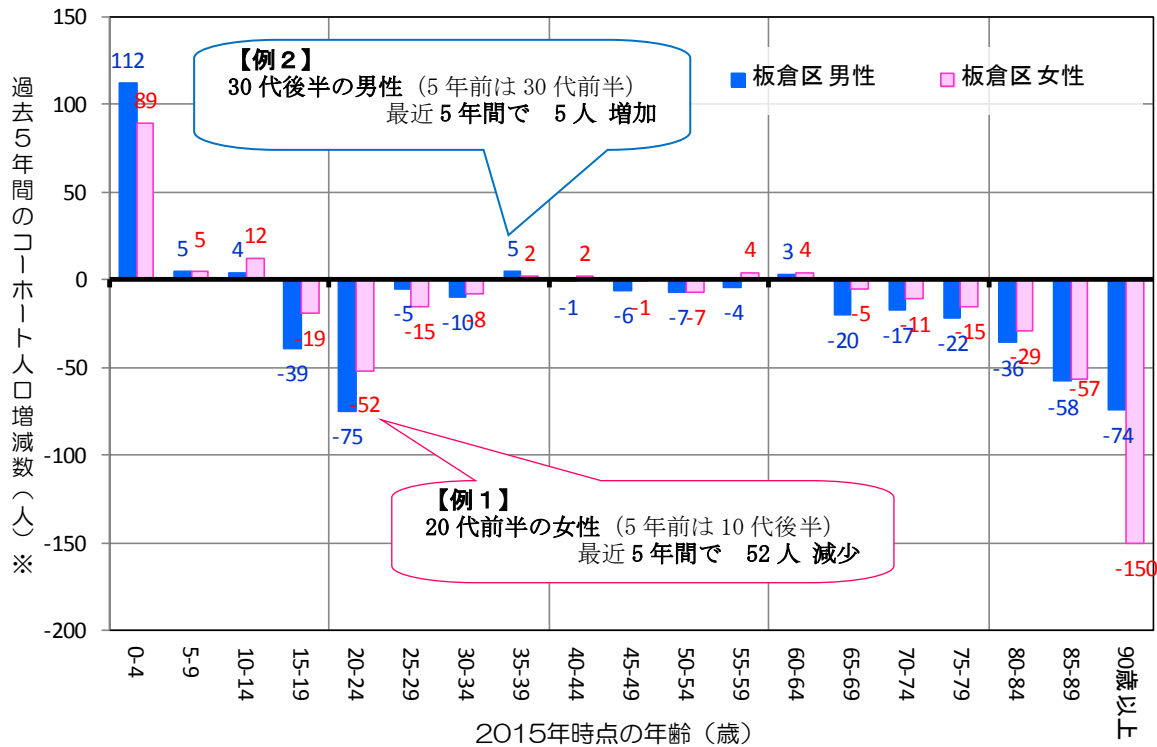
● どの年齢層でどのくらい人の増減があるか？

図6

年齢別にみた人口増減

板倉区

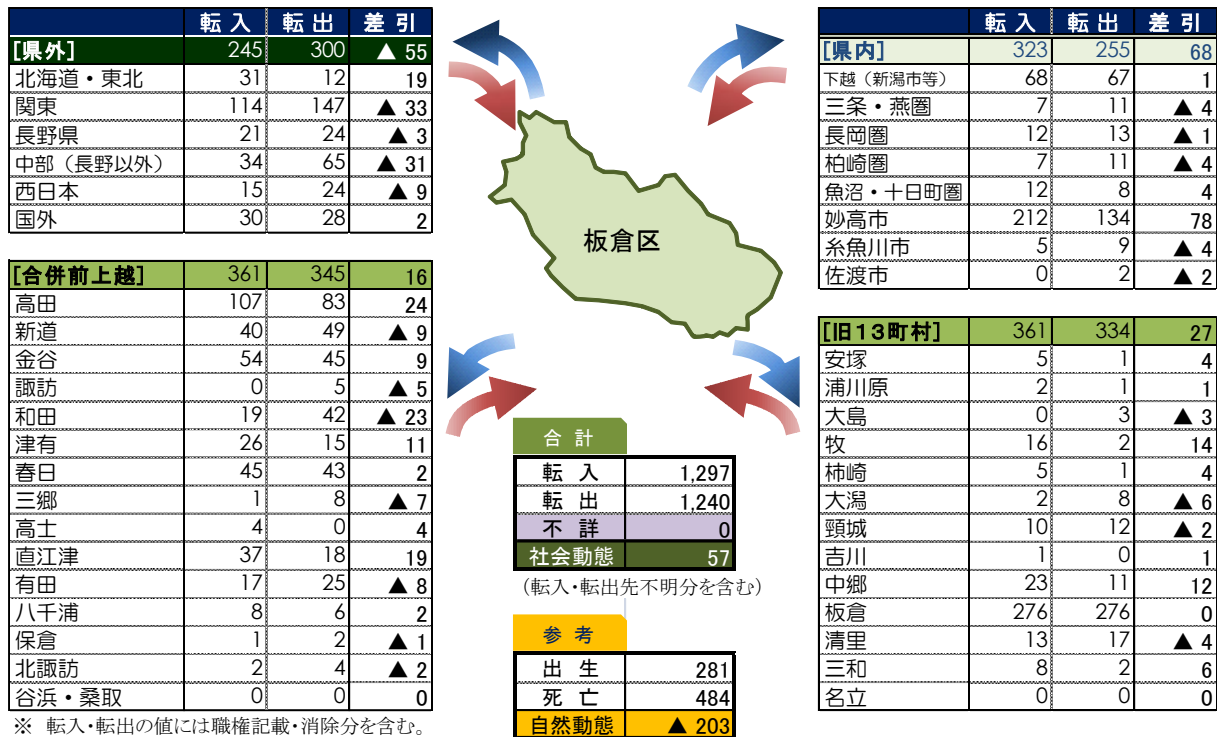
2010-2015



備考) ※は、5年前の5歳若い世代（すなわち同じ生まれ年のグループ）の人口と比較したもの。  
 資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

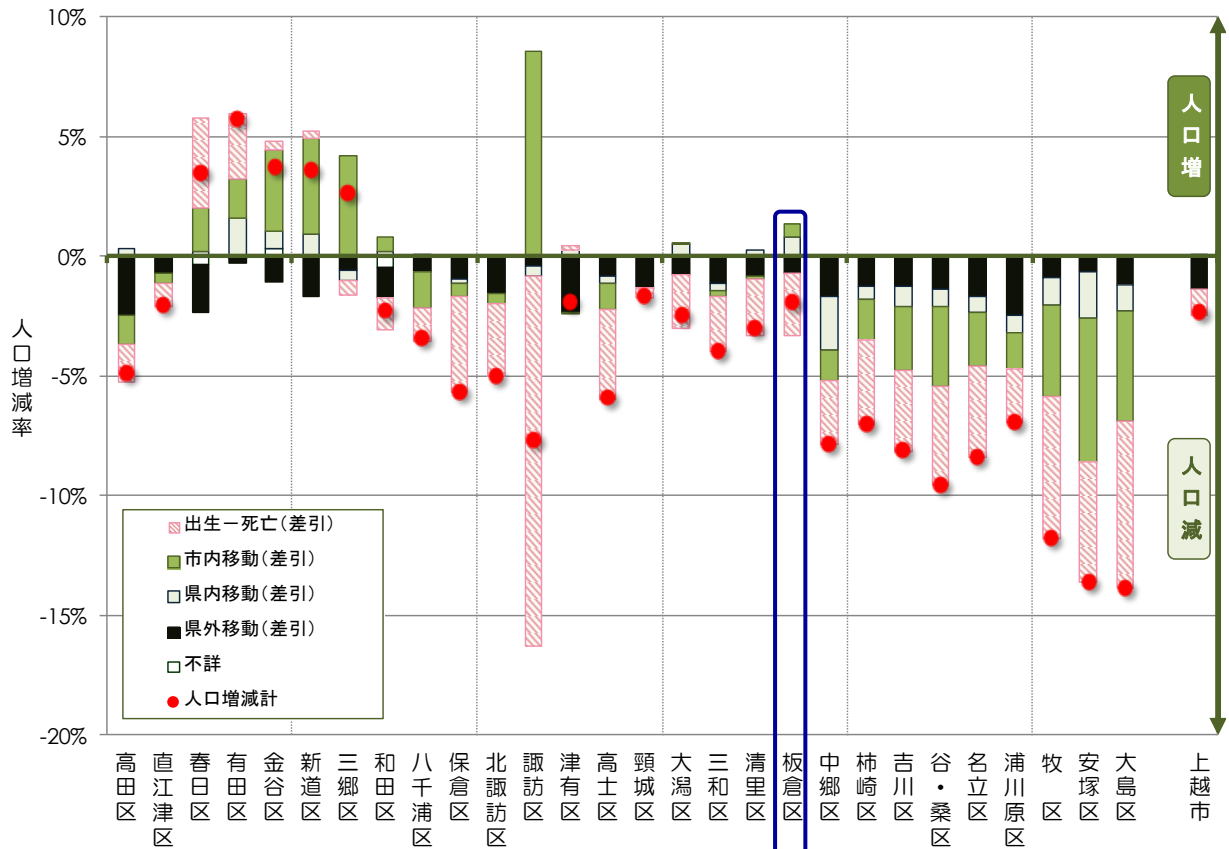
● どの地域とどのくらい人の増減があるか？ 他の区と比較してどうか？

図7 転入・転出先別にみた人口増減 板倉区 2005-2010



資料) 「新潟県人口移動調査結果報告」及び上越市住民基本台帳データをもとに作成

図8 人口増減の比較 市内28区 2005-2010



資料) 「新潟県人口移動調査結果報告」及び上越市住民基本台帳データをもとに作成

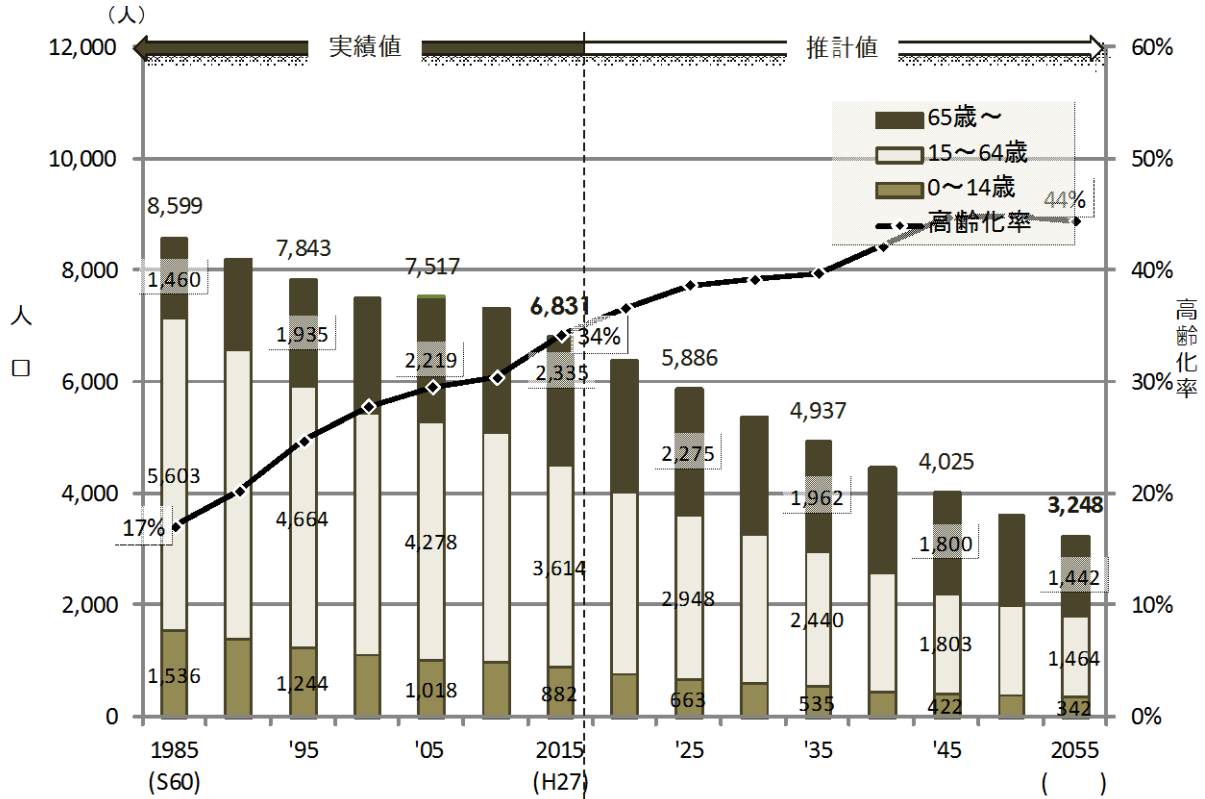
### 3 将来人口推計

● 区の将来人口はこのままのペースでいくとどうなるか？ 少し頑張るとどうか？

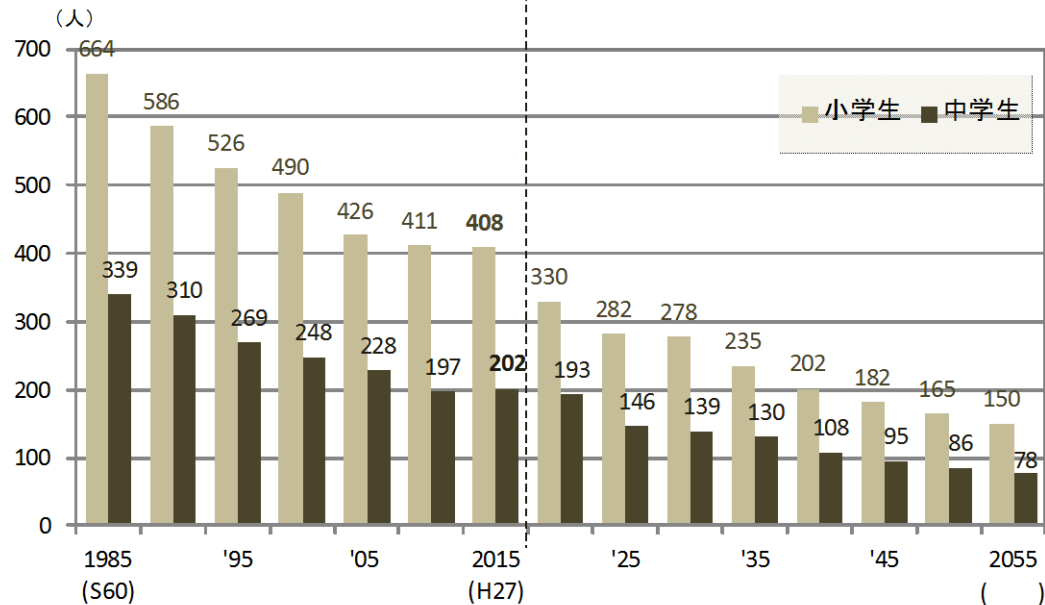
図9 シナリオ1 最近の傾向(※)が続いた場合の人口推移 板倉区 ~2055

※ 年齢別人口増減(図6)の2005~15年における割合が今後も続くものとして推計

● 年齢3区分別 (1985実績 - 2055推計)



● 小・中学生人口 ※ (1985実績 - 2055推計)



備考) ※は5歳階級別人口を基にした概算値であり、実際の小・中学生の数とは若干のずれがある。

資料) 総務省「国勢調査」及びコーホート変化率法による推計値をもとに作成



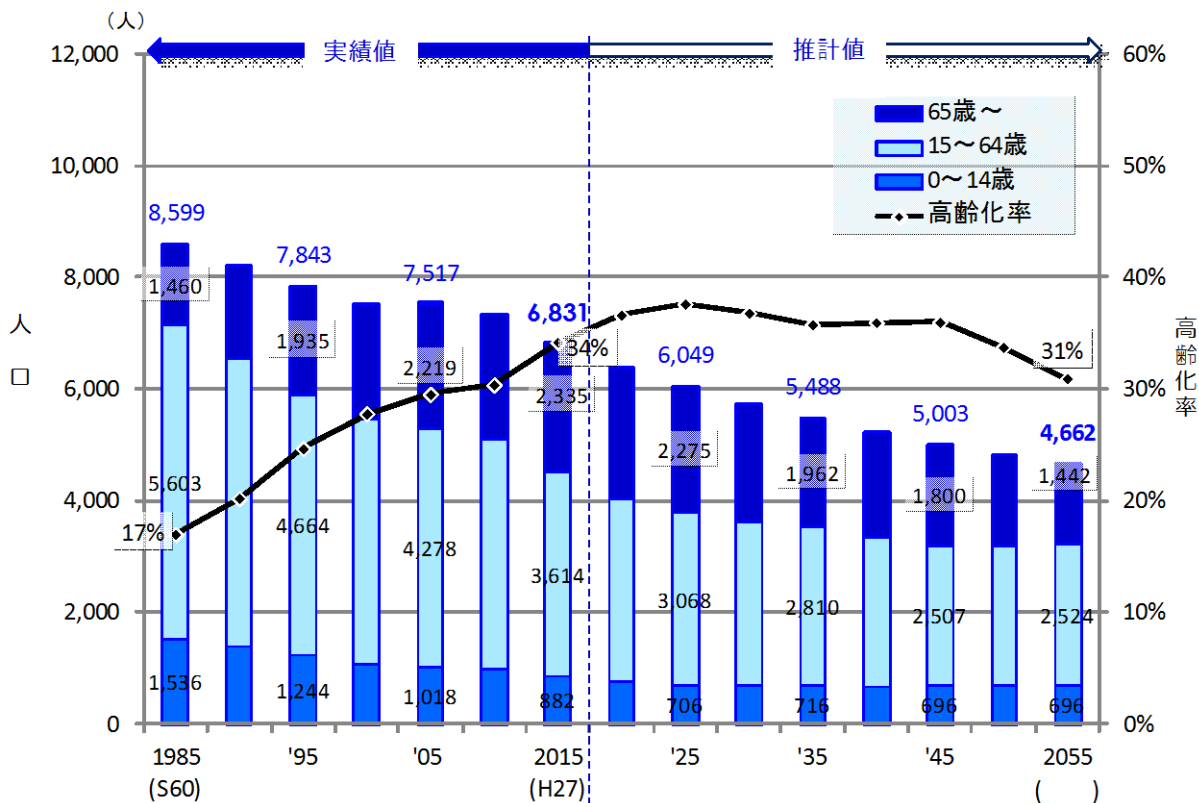
図 10 シナリオ 2 持続可能な定住促進(※)が実現した場合の人口推移 板倉区 ~2055

※ 子どもの数の減少傾向が止まり、将来的には総人口や世代間の人口バランスが安定する状態を目標に設定。2020 年以降、その達成に向けて以下の動きが実現した場合を想定して推計。

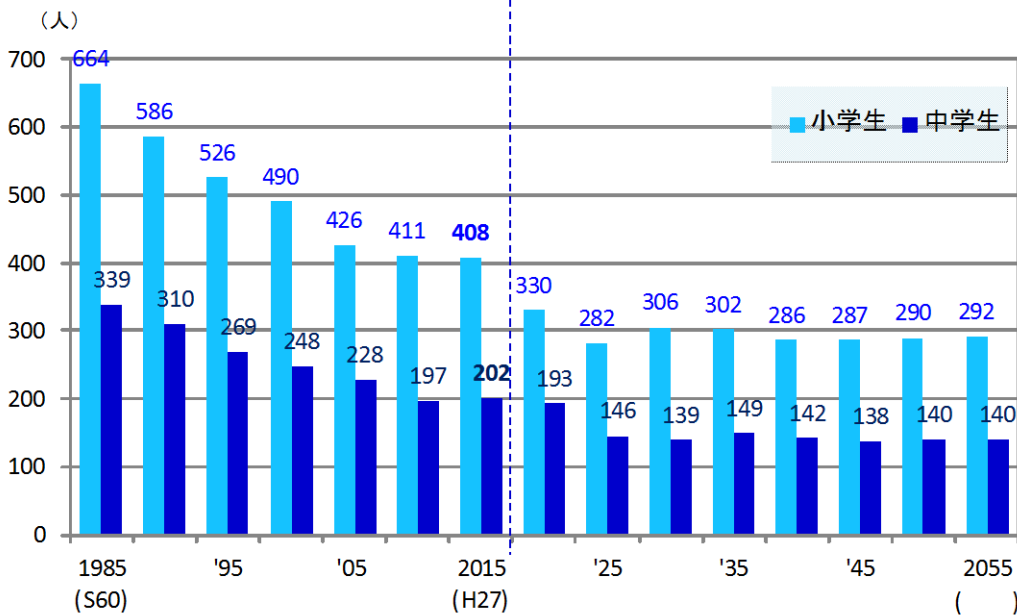
シナリオ 1 に比べて・・・

- 毎年さらに 6 組の〔30 代前半夫婦と 4 歳以下の子ども〕が転入 = 18 (人)
- 毎年さらに 6 組の〔20 代前半夫婦〕が転入 = 12 (人)

● 年齢 3 区分別 (1985 実績 - 2055 推計)



● 小・中学生人口 ※ (1985 実績 - 2055 推計)



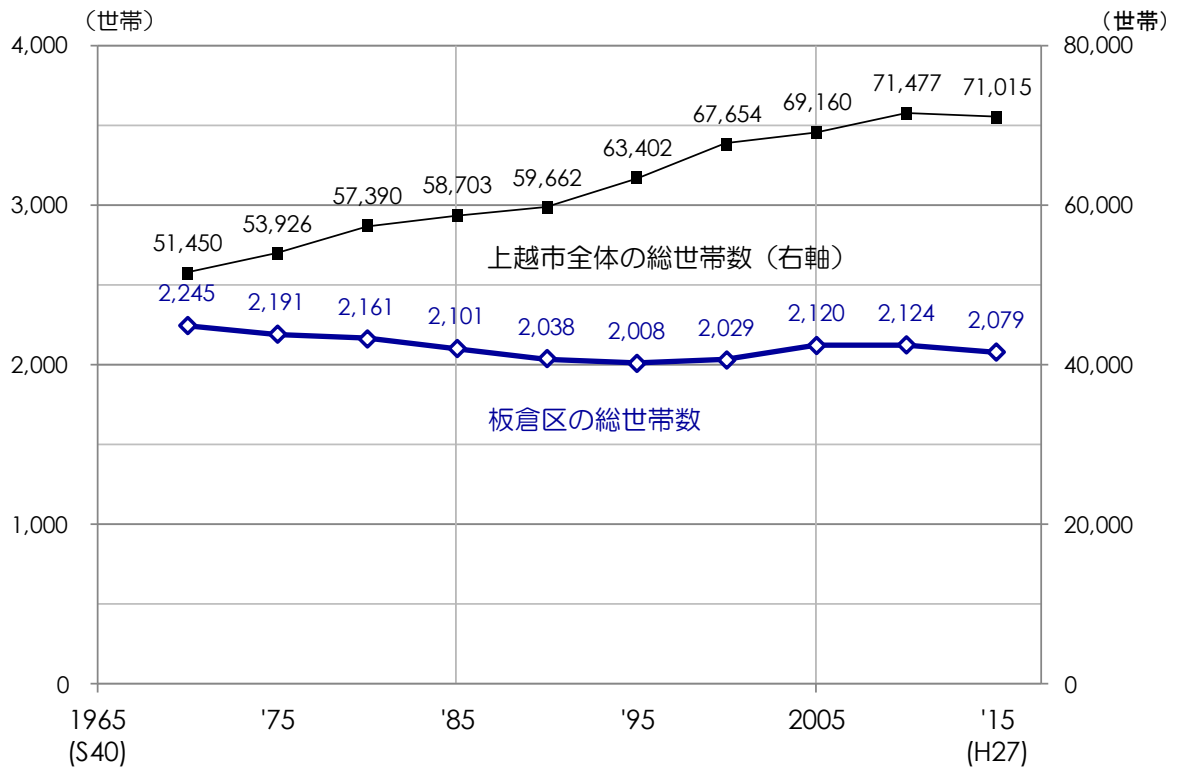
備考) ※は 5 歳階級別人口を基にした概算値であり、実際の小・中学生の数とは若干のずれがある。  
資料) 総務省「国勢調査」及びコーホート変化率法による推計値をもとに作成

#### 4 世帯数

### ● 区の世帯数はどのように変化してきたか？ 上越市全体と比較してどうか？

図 11 総世帯数の推移

板倉区・上越市 1970~2015

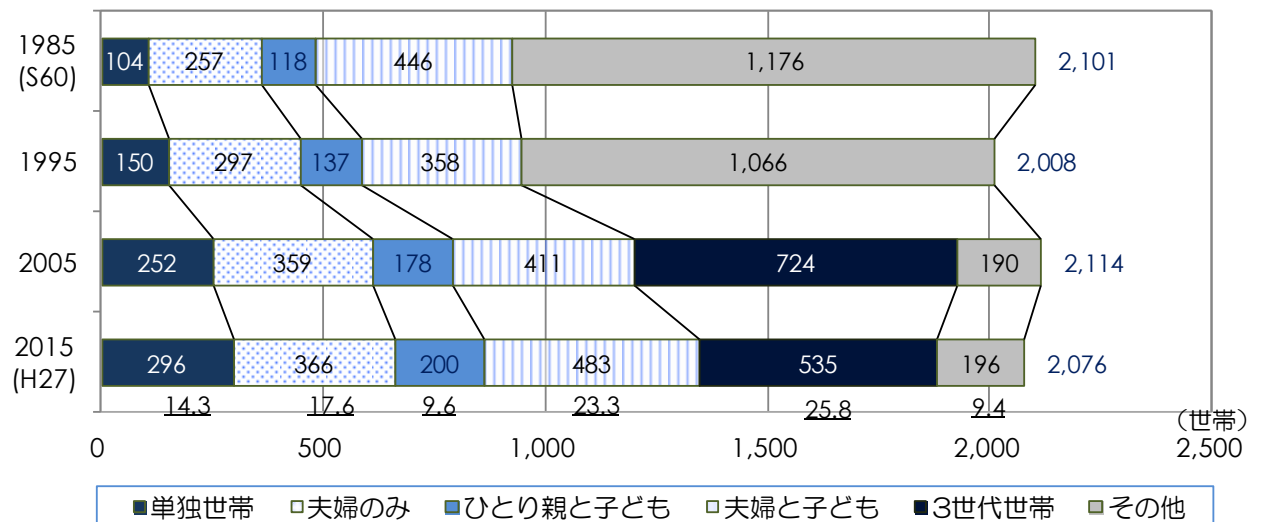


資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

### ● 区の世帯構成はどのように変化してきたか？ 他の区と比較してどうか？

図 12 世帯構成の推移

板倉区 1985~2015



備考) 施設等の世帯(寮・病院・社会福祉施設など)を除く「一般世帯数」であり、合計値は「総世帯数」よりも若干少ない。1985, 1995年の3世代世帯は、「その他」に含まれる。  
集計方法の制約上、数世帯程度の誤差が生じる場合もある(小地域集計の秘匿計算によるもの)。  
2015年の棒グラフ下の数値は、全体に占める割合(%)を示す。

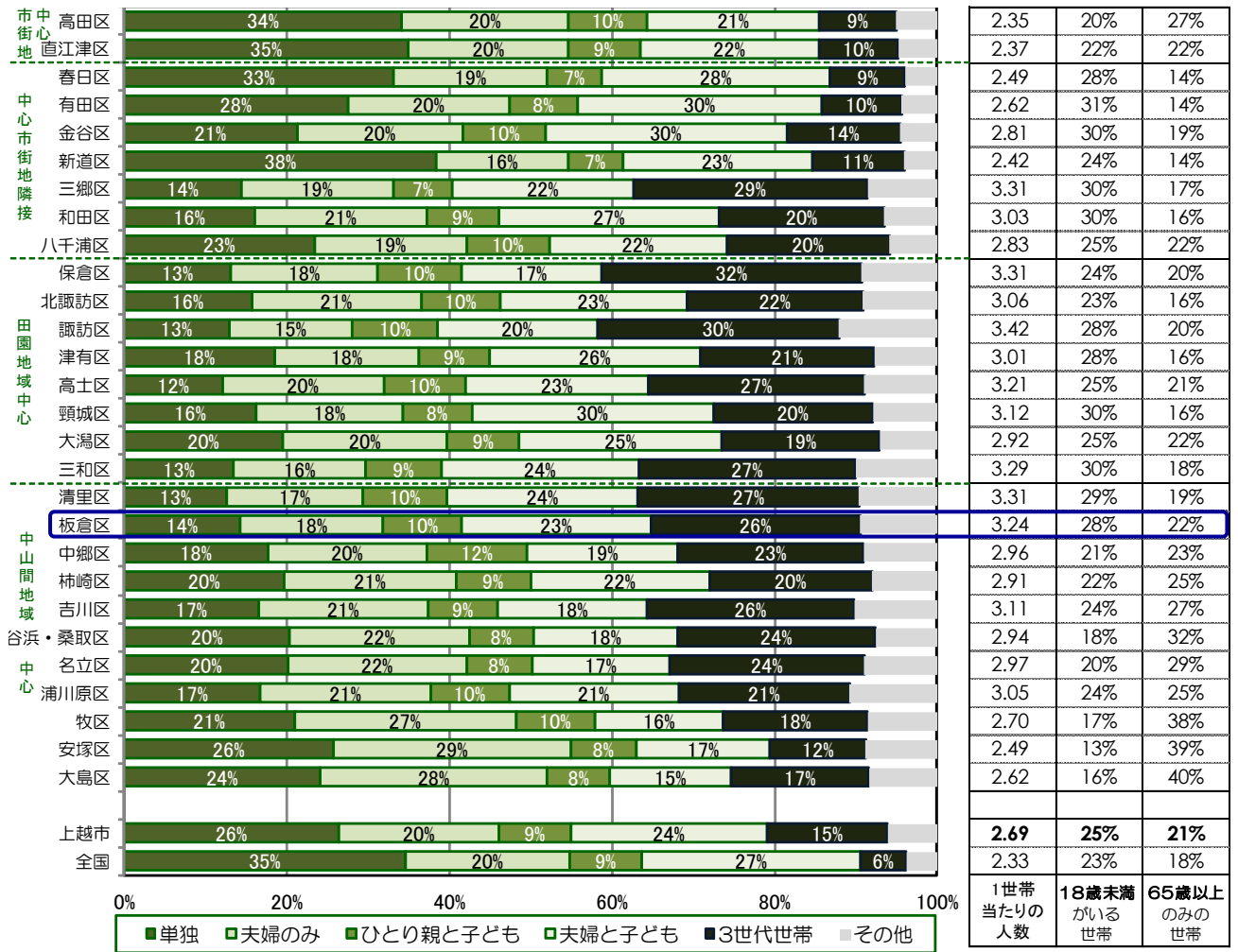
資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

図 13

世帯構成の比較

市内 28 区

2015



備考) 施設等の世帯(寮・病院・社会福祉施設など)を除く「一般世帯数」の内訳を示した。

資料) 総務省「平成 27 年国勢調査」をもとに作成

## 住民の「互助による輸送」に対する補助制度について

## 1 目的

路線バス等の運行がない地域やバスを廃止する地域における住民の移動手段を確保するため、住民の「互助による輸送」に対して支援する。

\*住民の移動手段を確保するための全体イメージ

公共交通による移動だけでなく、地域で取り込まれている様々な輸送サービスと連携し、住民の移動手段を確保していく。

バスを廃止する地域・バスがない地域の移動手段の確保						
	路線バス等	商店や診療所による輸送サービス	福祉サービス	互助による輸送	タクシー	共助
サービス	・路線バス ・乗合タクシー ・市営バス	・買物バス(現在なし) ・通院バス	・福祉バス ・地域バス ・福祉有償運送	・地域による輸送サービスの提供	・タクシーの運行	・近所の助け合い
市の関与	・赤字補填 ・直営	・なし	・直営 ・福祉有償は関与なし	・補助(要件を満たすもののみ)	・高齢者・障害者の外出支援(運賃助成)	・仕組みの管理等
運行条件	・既存路線のある地域のみ利用可 ・1.0人/便以上	・サービスがない地域あり ・通院、買物目的に限定	・サービスがない地域あり ・一定の高齢者、障害者に限定	・地域における体制づくりが必要	・事業者が営業できる地域のみ利用可 ・年収等の条件を満たした人に限定	・サービスの量(運行日、利用可能人数)が限定的 ・ボランティアが前提

## 2 検討案

## (1) 対象地域

- ・路線の評価において、利用者が1.0人/便に満たない「I路線廃止・互助への転換」となる路線の沿線
- ・上記のほか、一定の利用見込みがあり(1.0人/便)、ハイヤー協会との事前協議を経た地域

※いずれも旧小学校区程度の範囲の地域内で運行し、乗継拠点で幹線バス路線に接続することが基本

## (2) 補助対象団体

- ・地域住民により設立・組織される団体

※旧小学校区程度の範囲で活動する団体を目安とする。

## (3) 対象とする運行形態

ア 地域の団体が、一般乗合旅客自動車運送事業者(バス・タクシー事業者)に委託して行う乗合輸送

イ 交通空白地有償運送(県に登録し、自家用自動車による輸送を有料で実施)

ウ 一定の要件\*を満たすボランティア輸送(無償又は実費の範囲で利用者が料金を負担)

※ハイヤー協会との事前調整、一定水準の保険加入、地域の合意形成(13区住民組織等)等

## (4) 補助額

①運行に要する経費(「標準経費」が上限) × ②90%(無償のボランティア輸送は100%)

※「運行に要する経費」とは、運行委託料、人件費(ボランティア輸送は不可)、燃料費、修繕費等を想定

※車両購入費(減価償却費)は「運行に要する経費」に含まない。現在、「地域支えあい事業」を行う

住民組織等に対する車両、備品の購入費の補助制度(共生まちづくり課所管)との調整を検討中

※補助対象団体は財政基盤が弱いため、持続的に地域の移動手段を確保するには一定の補助率を確保

する必要がある一方、運賃収入や企業の協賛金等を集める努力を促すため10%の自己負担を設定

## \*標準経費の考え方

(前提)

項目	廃止路線の沿線地域	その他の地域(案)
1日当たり基本便数(A)	3往復(朝、昼、夕)	2往復
年間運行日数(B)	廃止バス路線の年間運行日数	平日242日、156日(週3日)等

(積算方法)

人件費:(事務員)840円 × 年間勤務時間(1日1時間×B)

(運転手)840円 × 年間運行時間(廃止バス路線の1便所要時間×A×B+車両整備1h/日)

燃料費:1km当たり22円 × 年間走行距離(廃止バス路線の距離×A×B)

保険料:燃料費22円に含む。

修繕費:実費(距離按分、対象範囲は要精査)

※ボランティア輸送は、人件費を含まない。

※人件費は市の非常勤一般職の報酬単価に、燃料費は市職員の旅費の取扱いに準じている。

※A、Bは実績値を上限とする。

※新規導入の場合の「廃止バス路線の距離」は、乗継拠点までの運行経路を設定し、算出する。

※三針線の補助試算額は、約521千円(現在の稼働率52.6%と同様の場合)

## (5) その他

- ・補助対象団体の努力により生じる利益は、事務局の運営経費等の資金に充当することを認め、補助金を削減することはしないが、過剰な利益が生じる場合は、今後の補助率の見直しを含め、補助対象団体と協議を行う。

- ・補助に当たっては、収支率10%(ボランティア輸送の場合は1便当たり1.0人の利用)の維持が見込まれることを基本とし、2年連続でこれを下回った場合は、運行内容の改善策の検討等のため、事業内容の見直しについて補助対象団体と協議を行う。

## 住民の「共助」の取組への支援

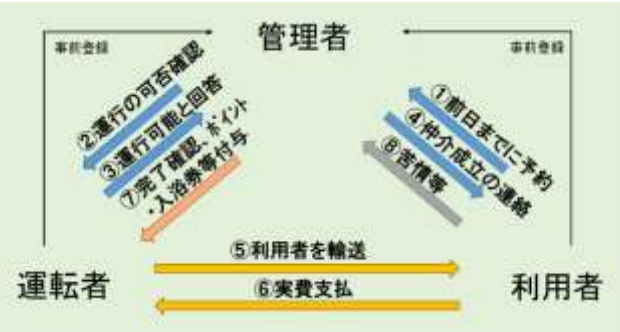
### 1 概要

- バスを廃止する地域やバスがない地域においては、右のような多様なサービスを組み合わせて住民の移動手段を確保する。
- このうち、住民の有志の団体等が車両や運転手を手配し、定期的に輸送を行う「互助」の取組に対しては、運行に要する経費の補助を行う（前回の議題）。
- 一方、「互助」には至らないものの、「近所の助け合い」のような、運行日や便数が不定期であり、組織化を必要としない簡素な「共助」の取組に対しても支援を行い、地域の移動手段を補完する。
- 今後、特にバス路線の廃止を予定する地域における説明会や意見交換を行う際、右に例示する各種サービスを将来の移動手段の選択肢として住民に提示し、「互助」や「共助」の取組の意向がある場合は、実証実験の実施を含め、具体的な運用方法や実施体制の構築等について住民と具体的に議論する。

（バスを廃止する地域・バスがない地域の移動手段（例））

類型	具体例	市の支援
商店や診療所による輸送サービス	・買物バス ・通院バス	・住民と運行主体間の調整（運行内容の提案等）
福祉サービス	・福祉バス、地域バス ・福祉有償運送	・運用の改善（利用者の拡大等） ・福祉有償運送の登録手続の支援
互助による輸送	・交通空白地有償運送	・運行費の補助
タクシー	・タクシー	・外出支援事業（運賃助成）
共助による輸送	・近所の助け合い	・仲介の仕組み構築、車両貸出

### 2 「共助」の取組と市の支援

	(1)移動困難者と運転手の仲介	(2)まちづくり団体による通院・買物バスの運行	(参考)互助による輸送
概要	管理者（例：市、町内会等、社協）が、移動困難者と住民ドライバーを仲介	まちづくり団体(地域自治区単位で活動する24団体)が通院・買物バスを運行し、市が運行経費を補助	地域の団体が運転手や車両を調達して住民を輸送し、市が運行経費を補助
対象地域	バスを廃止する地域、バスがない地域でハイヤー協会との事前協議、地域の合意形成を経た地域	まちづくり団体のある地域自治区（現在24区）	(1)と同じ
運行主体	—	まちづくり団体	旧小学校区単位の地域の団体等
利用者	対象地域の住民	対象地域の住民	対象地域の住民
運転者	登録ドライバー（対象地域の住民のほか、域外住民も可）	まちづくり団体の職員、対象地域の住民等	対象地域の住民
運行区間	対象地域から最寄りの目的地（同一、近隣の区を想定）まで ※ハイヤー協会との事前協議が必要		対象地域から乗継拠点まで
運行頻度	・仲介が成立した場合に運行	・不定期、少ない頻度の取組 ※定期的な運行は互助の取組として整理	・廃止されたバスの運行等を踏まえて設定 ・一定の定期運行が前提
料金	無償（実費負担を含む）	原則無償	有償
車両	運転者の自家用車	まちづくり団体の自家用車	運行団体の自家用車
利用方法	利用者は管理者に予約し、管理者は運転者を仲介して割り当て 	まちづくり団体が運行日時や行先を決定、車両や運転手を手配し、利用者はこれに参加	運行団体が車両や運転手を手配して運行
市の支援	仲介 ※地域との話し合いを踏まえ、受付業務等の補助を検討	運行経費の補助（ボランティア輸送による互助と同等）	運行経費の補助
その他	・任意保険は運転者が個人で加入しているものを適用 ・運行者の参加のインセンティブとして、温浴施設の入浴券やポイント等の付与を検討	・H30は7区のまちづくり団体が買物支援事業を実施	・任意保険は運行団体が加入
実施に向けた課題	・運用方法、運転者の確保・インセンティブ等について地域と具体的な検討が必要 ・料金については運輸支局との調整が必要 ・運行目的や行先、運行時間について一定の制約の必要性を検討	・補助条件の詳細の検討 ※月2回、片道15kmの運行をした場合、1団体当たり年約1～2万円の経費を想定	・補助条件（対象経費、上限経費の算定方法等）の詳細の検討



## 地域別公共交通の再編の方向性（板倉区）

## 再編1 島田線のルート変更等

- ・利用が少ない土日の上越妙高駅への試験運行を検討し、利用喚起を図る。
- ・利用が少ない日中の便や土日の便を減便し、運行を効率化

## 再編2 三針線の廃止

- ・現在通学利用のある朝、夕の便の当面（令和3年度まで）の維持、1便当たり利用者1.0人以上に改善されなければ、令和4年4月で廃止

上越妙高駅へ



## 再編3 新井・板倉線の減便等

- ・平日の通学、通院利用がある便は維持し、現状利用が少ない土日の減便、日曜日の運行とりやめを検討。

## 再編4 小学校の統合に合わせた運行方法の見直し

- ・針小学校、宮嶋小学校、山部小学校の学校統合に合わせ、スクールバスの運行を予定しており、スクールバスの運行経路が、上関田線、山寺薬師線、菰立線と重複することから、一般混乗での運行を検討する。
- ※板倉小学校設置推進協議会で、スクールバスの運行を協議していく。

スクール混乗バスを検討

## 総合事務所の時間外受付の見直し方針等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
板倉区総合事務所

### 1 見直し方針について

#### (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

○ 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しないものとします。

#### (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

○ 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

#### (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

○ 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

#### < 電話転送先 >

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

#### (4) 時間外における防災行政無線の放送について

○ 災害に関する避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応します。

○ 火災や停電の発生、クマ目撃等に関する放送は、総合事務所長の判断により、職員が登庁して対応します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。



※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

（参考）「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 防犯情報（不審者情報・事件情報）</li><li>② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）</li><li>③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問</li><li>④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）</li><li>⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）</li></ul> |
|--|

## （5）時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

## （参考）コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

## 2 今後の主な予定について

令和元年 11～12月 補正予算の市議会への提案・審議

令和2年 1～2月 機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付に関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

※ 1月以降は、予算の補正が行われた場合のものです。

## 令和2年度 地域協議会委員改選について

## 1. 委員の任期

令和2年4月29日から令和6年4月28日まで

## 2. 委員の定数（案）

平成27年度に設けた人口を基礎とした全市統一の基準<sup>（※別紙参照）</sup>に基づき、委員の定数を次のとおり変更するための条例案を市議会12月定例会に提案します。

地域協議会	改選後	増減	地域協議会	改選後	増減
高田区地域協議会	20人		安塚区地域協議会	12人	
新道区地域協議会	14人		浦川原区地域協議会	12人	
金谷区地域協議会	16人		大島区地域協議会	12人	
春日区地域協議会	20人		牧区地域協議会	12人	
諏訪区地域協議会	12人		柿崎区地域協議会	14人	△2人
津有区地域協議会 <sup>※</sup>	12人	△2人	大潟区地域協議会 <sup>※</sup>	14人	△2人
三郷区地域協議会	12人		頸城区地域協議会 <sup>※</sup>	14人	△2人
和田区地域協議会	14人		吉川区地域協議会 <sup>※</sup>	12人	△2人
高土区地域協議会	12人		中郷区地域協議会	12人	
直江津区地域協議会	18人		板倉区地域協議会	14人	
有田区地域協議会	18人	+2人	清里区地域協議会	12人	
八千浦区地域協議会	12人		三和区地域協議会	14人	
保倉区地域協議会	12人		名立区地域協議会	12人	
北諏訪区地域協議会	12人				
谷浜・桑取区地域協議会	12人		<b>合 計</b>	<b>382人</b>	<b>△8人</b>

・※印を付した地域協議会は、令和2年4月28日までの経過措置により、基準に基づく委員定数より2人増としている。

## 3. 今後の主な予定

（令和2年）

※ 今後変更となる場合があります。

2月 上旬 公募の告示

2月中旬から3月上旬 各地域協議会において活動報告会を開催

3月上旬から下旬 公募期間

4月26日 選任投票（定数超過の地域協議会のみ）

4月28日 現職の任期満了

4月29日 新委員の任期開始

5月 前半 任命書交付式及び全体研修会

5月 後半 委員改選後最初の地域協議会を開催

【参考】地域自治区ごとの人口

地域自治区	(ア)		(イ)		【単位：人】
	令和元年 9月30日人口	委員定数 (R2改選)	平成27年 9月30日人口	委員定数 (現職)	人口増減 (ア)－(イ)
高田区	27,675	20	29,113	20	△1,438
新道区	9,161	14	9,305	14	△144
金谷区	13,950	16	14,481	16	△531
春日区	20,963	20	20,470	20	493
諏訪区	943	12	1,043	12	△100
津有区	4,772	12	4,998	*14	△226
三郷区	1,330	12	1,422	12	△92
和田区	5,953	14	5,766	14	187
高士区	1,419	12	1,502	12	△83
直江津区	18,294	18	18,873	18	△579
有田区	15,242	18	14,838	16	404
八千浦区	3,881	12	4,080	12	△199
保倉区	2,072	12	2,235	12	△163
北諏訪区	1,501	12	1,598	12	△97
谷浜・桑取区	1,517	12	1,709	12	△192
安塚区	2,223	12	2,601	12	△378
浦川原区	3,248	12	3,508	12	△260
大島区	1,453	12	1,711	12	△258
牧区	1,776	12	2,049	12	△273
柿崎区	9,369	14	10,157	16	△788
大潟区	9,197	14	9,668	*16	△471
頸城区	9,151	14	9,454	*16	△303
吉川区	4,006	12	4,440	*14	△434
中郷区	3,603	12	4,025	12	△422
板倉区	6,621	14	7,114	14	△493
清里区	2,618	12	2,888	12	△270
三和区	5,460	14	5,836	14	△376
名立区	2,500	12	2,738	12	△238
合計	189,898	382	197,622	390	△7,724

- ・※印を付した地域協議会は、令和2年4月28日までの経過措置により、基準に基づく委員定数より2人増としている。
- ・人口は、各日現在の住民基本台帳データ（外国人除く）による。

## 令和 2 年度地域活動支援事業案の概要

※令和 2 年度の地域活動支援事業の概要は、令和元年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和 2 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、審議結果により変更となる場合がある。

<b>1 趣旨</b> (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査体制 <b>2 各区への配分額</b> (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い <b>3 今後の主なスケジュール</b> <b>4 事業の概要</b>	(1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定 <b>5 事業の実施手順等</b> (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
--	--

## 1 趣旨

## (1) 目的・背景

- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(参考) 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けて自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。

## (2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

## (3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割にかなう活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

## 2 各区への配分額

## (1) 総事業費

1 億 8,000 万円

## (2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円

均等割 7 : 人口割 3

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

## (3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

## 3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3 月～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

## 4 事業の概要

### (1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
  - ※ ただし、部活動として使用することが主となる資機材の整備、活動経費については「市が行う事業」とはならない。
- 事業の内容
  - ・団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
  - ・5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

### (2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
  - ただし、次のものは対象外とする。
    - ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
    - ・政治活動・宗教活動を目的とする事業
    - ・公序良俗に反する事業
    - ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
    - ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
    - ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

### (3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。

ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。

- ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

#### （４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達に障害とならないよう、補助金交付額の上（下）限及び補助率（最大で10/10以内）の設定は、地域の実情を踏まえて、各地域協議会の判断に委ねる。

### 5 事業の実施手順等

#### （１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
  - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
  - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

#### （２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（郵送での応募は受け付けずに、直接、面談の上内容を確認する。）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

#### （３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

う) 共通審査  ※具体的な項目は 下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された 事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数を付けなくともよい。	項目ごとに配 点し、採点
-----------------------------------	--	-----------------

#### <共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
  - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
  - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
  - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

#### (4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。



## 町内会宛て事務文書の配布の見直しに関する協議について

### 《町内会宛て事務文書の配布の見直しについて》

- 市では、来年度から（令和 2 年 4 月から）、広報上越を含め、町内会宛て事務文書の配布回数を月 2 回から月 1 回に変更し、あわせて、町内会事務委託料を見直す方向で各地区町内会長協議会へ説明するとともに、意見等の聴収を行っている。

### 《各地区町内会長協議会から寄せられた意見等について》

- 「町内会宛て事務文書の種類が多く、特に全戸配布については町内会の負担感が大きい」「必ずしも全戸配布を要さないものは、広報上越やホームページ、班回覧といった発信方法の見直しを行い、町内会の負担を軽減してほしい」とする声が多かった。
- 特に「地域協議会だより」「社協だより」「イベントパンフレット」については、全戸配布から班回覧への変更を望む声が多かった。

### 《各地区地域協議会への協議のお願いについて》

- 市では、各地区町内会長協議会から寄せられた意見等を踏まえ、来年度から「地域協議会だより」を全戸配布から班回覧に変更をお願いしたいと考えており、発行する各地区地域協議会で配布方法や発行周期などについて協議を行っていただきたい。
- 各地区地域協議会において協議した結果、従来どおり全戸配布を希望する場合は、地区町内会長協議会と配布の協力について、協議を行っていただきたい。  
※地域協議会と町内会長協議会の協議が整わない場合は、班回覧で配布することとなります。
- 上記のことについて、今年度末までに（令和 2 年 3 月までに）協議を完了していただきたい。

### 《参考》

- 全戸配布から班回覧へ見直す予定の文書については、別紙のとおり。

市内全戸配布文書の配布方法の見直し案について(平成30年度配布実績に基づく見直し案)

令和元年11月6日現在

資料3(別紙)

No.	配布便	発送日時			文書名	担当課	令和2年度の配布方法(案)	
		年	月	日			配布の有無	配布方法の見直し方針
1	5/1便	30	4	26	社協だより第153号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
2	5/15便	30	5	10	平成30年度日赤活動資金のご協力をお願い	福祉課	○	班回覧に変更
3	7/15便	30	7	12	社協だより第154号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
4		30	7	12	「上越まつり」行事予定表	観光交流推進課	○	班回覧に変更
5		30	7	12	上越市自主防災組織初動対応マニュアル	市民安全課	×	今後、配布予定なし
6	8/1便	30	7	30	「第93回謙信公祭」パンフレット	観光交流推進課	○	班回覧に変更
7	10/1便	30	9	27	社協だより第155号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
8	1/15便	31	1	10	レルヒ祭 イベントガイドブックの配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
9	2/1便	31	1	30	平成31年度新潟県交通災害共済加入申込書・パンフレットの配布・とりまとめ	市民課	○	
10		31	1	30	灯の回廊パンフレットの全戸配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
11	3/1便	31	2	27	社協だより第156号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
12		31	2	27	2019年度ごみ分別収集カレンダーの配布	生活環境課	○	
13	3/15便	31	3	13	「第94回高田城百万人観桜会」パンフレットの世帯配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
14		31	3	13	上越市第6次総合計画後期基本計画(概要版)	企画政策課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
15		31	3	13	第6次上越市行政改革推進計画の概要	行政改革推進課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
16		31	3	13	上越市公共交通とくらしのガイド	交通政策課	○	公共施設等で配布する方法に変更
17		31	3	13	第二次財政計画(改訂版)の概要	財政課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
18		31	3	13	景観情報紙	都市整備課	×	今後、配布予定なし
19	4/1便	31	3	28	じょうえつ健康づくりポイントのチラシ	健康づくり推進課	○	No.19とNo.20を一体で製本して配布する方法に変更
20		31	3	28	平成31年度上越市健康診査カレンダー	健康づくり推進課		
21	随時 (年間2回~4回)				「地域協議会だより」	自治・地域振興課 まちづくりセンター 各区総合事務所	○	班回覧に変更(協議中)  ※11月6日に開催する地域協議会会長会議において、各地域協議会に対し「地域協議会だより」を全戸配布から班回覧へ変更する方向で協議を行っていただきたい旨を依頼する。全戸配布が必要な場合は地区町内会長協議会と協議を行っていただきたい旨も依頼する。
22	随時				「総合事務所だより」、「地区振興会だより」など、地区独自に作成している配布物	各区総合事務所	○	班回覧に変更(協議中)  ※9月2日に開催された総合事務所長会議において、全戸配布を必ずしも要しないと考えられるものは班回覧に変更するなど、各関係団体を含め、対応を協議するよう要請した。
23	随時				イベントポスター(高田城百万人観桜会、上越まつり、蓮まつり、謙信公祭、灯の回廊など)	観光交流推進課	○	町内会から不要の申し出があった場合は、次回から送付しないこととしているが、そのことを再周知する。

# 意見交換 実施シート

## 1 「進行係」と「報告係」の選出

「進行係」（会の進行を行います）… \_\_\_\_\_

「報告係」（意見交換の内容を全体会で報告いただきます）… \_\_\_\_\_

※「報告係」による報告は、概ね5分程度でお願いします。

## 2 意見交換のテーマ

### ①地域との意見交換等を通じて把握した地域課題の自主的審議へのつなげ方について

- ・地域との意見交換により地域課題を把握した後、自主的審議のテーマとして決定し、議論を始めるまでに苦勞する地域協議会が見受けられたことから、貴地域協議会の取組みで成功した事例や工夫した点、改善点などについて、意見交換をしてください。

メモ

## 意見交換 実施シート

### ②地域協議会と地域の団体等との連携・協力の促進について

○まちづくり団体が地域協議会と連携して取り組みたい活動

- ・ 地域で抱える課題についての意見交換等の実施
- ・ 地域課題の洗い出しや具体的方策について、共有し進めていきたい
- ・ 地域の活性化について、具体的に協議を進めたい
- ・ 地域のリーダーとなる人材の発掘と育成事業

(まちづくり団体を対象としたアンケートの回答から)

- ・ 地域協議会が地域の団体等との連携・協力関係を築き、地域内での課題解決に向けて取り組む、また、まちづくり活動を活発にしていくために取り組んだこと、必要なことなどについて、貴地域協議会の活動も踏まえ、意見交換をしてください。

メモ